

講師派遣制度について

制度の趣旨等について

当事業団では、地域福祉の推進により一層貢献できるよう、近隣の福祉施設やボランティア団体など地域の諸団体等からの要請により、職員を研修等の講師として派遣する「講師派遣制度」を設けています。

講師は、当事業団の社会福祉施設等で勤務する福祉職員や医療職員（あらかじめ講師登録している者に限ります）ですので、福祉・医療に関する研修等で講師をお探しの方は、ぜひ、一度ご相談ください。（令和2年9月18日現在講師派遣登録者数：62名）

講師派遣登録者、講義テーマについて

～主な講義テーマ等一覧～

職 種	講義テーマ
支援員等(福祉職員)	●ノーリフティングケアについて ●高齢者介護、認知症ケアについて ●障害者の就労支援について ●知的障害、発達障害の支援について ●救護支援施設における社会生活プログラムの実施について 等
医師	●発達障害の理解と対応、障害児への支援について
看護師	●高齢者ケア、認知症ケア、健康管理について ●感染症対策について ●摂食、嚥下障害と口腔ケアについて 等
理学療法士	●介護技術指導(介護技術の基本的な事項)について ●骨関節疾患、中枢神経系の理学療法 ●脊髄損傷の理学療法 ●福祉用具の活用 等
作業療法士	●発達時期の児の運動(粗大運動・微細運動)について ●視覚認知機能・感覚の偏り等の評価について ●遊びや作業活動、日常生活動作について 等
心理治療士	●心理治療について ●発達障害の理解と対応について ●児童心理治療施設について ●虐待、不登校、家庭内暴力、トラウマ治療について ●震災支援について 等

※他の職種の講師依頼や、上記以外のテーマでの講義も一部可能ですので、詳細は別紙「講義テーマ例一覧」をご覧ください。

実施方法について

まずは、当事業団の事務局（窓口：人事管理課）にお問い合わせください。依頼内容等を踏まえて、必要に応じて当方で講師の候補者を選考し紹介します。

紹介後、候補者が所属する施設（以下「施設」）に講師派遣の依頼（所定様式）をしていただき、講師派遣の可否については、施設において決定します。

なお、講師派遣を行う事になった場合は、研修内容等の詳細について調整の上、必要に応じて講師派遣者が所属する施設と依頼団体において委託契約を締結し実施します。

※講師派遣までの基本的な流れの詳細については、別紙「フロー図」をご覧ください。

問い合わせ先について

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 事務局人事管理課
〒651-2134 神戸市西区曙町 1070
TEL: 078-929-5655（代表） F A X : 078-929-5688
※受付時間：9時～17時（土曜日、日曜日、祝日除く）